インターネットの使用による建設工事の申請者は、3⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴③においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴③において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。ただし、添付書類として以下（建設工事に係る添付書類）に掲げる④を別記５に掲げる送付先にファックス送信するものとする。（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く）。

インターネットを使用して測量・調査及びコンサルタント等業務の申請をする者は、3⑴に掲げるアドレスにアクセスし、⑴④においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴④において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し等

③　業態調書

④　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の特別事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（ただし、平成24年国土交通省告示第523号（以下「改正告示」という。）による改正前の平成20年国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険及び㈡に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）

⑧　申請者が共同企業体であって、客観的事項及び特別事項について算定した点数の調整（数値の算定及び等級の格付け要領（昭和55年12月１日付け港管第3722号）第６条⑶に規定する共同企業体の特例をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

［注］

㈠　申請者が一般財団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人をいう。以下同じ。）であるときは、①に掲げる書類、第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項第２号、第４号及び第５号に掲げる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

㈡　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る５（建設工事）①に掲げる項目について記載した書類を提出すること。

（測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

①　技術者経歴書

②　営業所一覧表

③　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

④　登録証明書等又はその写し

⑤　財務諸表類

⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書、添付書類は、日本語で作成すること。

②　申請書、添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が平成23年６月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。（ただし、改正告示による改正前の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険及び㈡に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。））を受けていない者

⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含むもの